

入札説明書

1. 競争入札に付する事項

沖縄県立南部医療センター・こども医療センターの事務用機器（シュレッダー）の賃貸借

2. 契約方法

一般競争入札

3. 納入場所

沖縄県島尻郡南風原町字新川 1 1 8 番地の 1

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

※院内の詳細な納入場所については別紙「シュレッダー仕様書」に記載

4. 賃貸借期間

令和 3 年 1 0 月 1 日～令和 8 年 9 月 3 0 日（5 年間）

5. 仕様書、契約書（案）

別紙のとおり

6. 入札書記載金額について

落札者にあたっては入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 落札金額について

入札金額に当該金額 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

8. 入札書の提出及び開札場所、日時

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 2 階 講堂 3

令和 3 年 9 月 1 0 日（金） 1 1 時 3 0 分

入札は原則として代表者が入札する。代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。

9. 開札

開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札に参加する者又は代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

10. 入札参加申込等

入札に参加するものは、様式1による一般競争入札参加申込書に以下の添付書類を添えてを下記により提出すること。

(1) 誓約書（別紙様式）

(2) 直近3年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証する書類

上記のほか、後述する入札保証金、契約保証金免除に係る書類を提出できる場合は、その写しを提出することにより、入札保証金および契約保証金を免除する。

※契約書の写しを提出する場合は、各契約書ごとに原本証明を行うこと。

（契約書の写しの余白に「原本と相違ない」旨を記載し、代表者印を押す）

申込書、添付書類等の提出先、受付期間、提出方法及び提出部数は以下のとおりとする。

(1) 提出先 「3. 納入場所」に同じ

(2) 受付期間 令和3年8月27日（金）から令和3年9月8日（水）までの毎日
午前9時から午後5時まで（※公休日を除く）

(3) 提出方法 郵送または持参

(2) 提出部数 1部

11. 入札参加申込受付の通知について

入札参加申込を行った者のうち、入札参加資格を保有する者については、様式2により参加確認の通知を行う。また、入札参加資格を保有しない者については、別途通知を行う。

12. 質問の受付及び回答

業務に関する説明会は行わず、仕様等に関して質問がある場合は、次のとおり取り扱う。

ア 質問期限

令和3年9月3日（金）午後5時まで

イ 質問方法

総務課担当あて質問書（様式4）をFAXまたはメールにて送信すること。

ウ 回答方法

令和3年9月7日（火）午後5時までに、入札参加確認の通知を行った者全員へ、質問者の情報を伏せた上でFAXまたはメールにて回答する。

1 3. 入札の辞退

入札を辞退する場合は辞退届（様式 3）を総務課担当まで提出すること。
なお、辞退届提出後は辞退届の撤回及び入札参加は不可とする。

1 4. 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 入札資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が、誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 談合その他不正行為があった入札

1 5. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

1 6. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ① 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- ② 過去 2 年間の間に本県若しくは、本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）との同種、同規模の契約の履行証明書等（2 件以上）を提出する場合
※契約書の写しを提出する場合は、各契約書ごとに原本証明を行うこと。

（契約書の写しの余白に「原本と相違ない」旨を記載し、代表者印を押す）

※入札保証金（現金）を納付する場合は、預かり証の発行などの手続きがあるため、入札日の前日までに納付手続を済ませること。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ① 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出す

る場合

② 過去2年間の間に本県若しくは、本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）との同種、同規模の契約の履行証明書等（2件以上）を提出する場合
※契約書の写しを提出する場合は、各契約書ごとに原本証明を行うこと。

（契約書の写しの余白に「原本と相違ない」旨を記載し、代表者印を押す）

(3) 入札保証金及び契約保証金に代る担保とその価値

沖縄県財務規則第102条及び第103条の規定による。

17. 長期継続契約に係る条件

令和4年度以降において、当該契約の金額について県予算の減額又は削除があった場合は、当該契約の内容等を見直すことなどにより予算の範囲内における変更契約の可能性などについて十分協議したうえで、当該契約を継続することが困難である場合に限り、当該契約を解除する。

18. 問い合わせ先

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

総務課 庶務（担当：森）

電話 098-888-0123（内3316）

FAX 098-888-6400